

島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程

令和3年4月1日

島根県立大学規程第191号

島根県立大学短期大学部規程第66号

(目的)

第1条 この規程は、「島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、島根県立大学・島根県立大学短期大学部における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、入学前から卒業に至るまでの円滑な修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、本学に入学を志望する者、又は在学する学生で、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生の修学支援方策を推進する責務を有する。

(副学長の責務)

第4条 副学長は、学長の命を受け、障がいがある学生に対して円滑な修学支援が実施されるよう、具体的な支援方策等を講じる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、前条により策定された具体的な支援方策にもとづき、障がいがある学生の円滑な修学支援を行う責務を有する。

(支援の申し出)

第6条 障がいがある学生は、入学前（入学者選抜試験受験時を含む。）、入学後のいずれの時期においても支援を申し出ることができる。

2 申し出の窓口は各キャンパスにおいて、別に定める。

(支援実施体制)

- 第7条 障がいのある学生に対する支援方策案については、前条第2項に定める窓口が、申出の内容にもとづき、志望又は所属する学部・学科及び申し出の内容を担当する委員会等の機関（以下、「担当機関」という。）から意見をもとめた上、策定するものとする。
- 2 前項により策定した支援方策案を審議、決定するため、各キャンパスで別に定める支援委員会等（以下「支援委員会」という。）を置く。
- 3 前項の支援方策を円滑かつ適切に行うため、支援委員会は、所属学部・学科及び担当機関との調整を行うものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

- 第8条 学長及び副学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(補足)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。